

男女共同参画会議 第4回重点方針専門調査会	資料5
平成28年9月16日	

「女性活躍加速のための重点方針 2016」

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の改革

c) 公共調達の活用、男性の家事・育児等への 参画促進

(内閣府説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 17
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(4) 公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	
細項目	<p>① 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスを評価する社会に向けて、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、各府省等において公表したスケジュールに沿って、取組を着実に実施する。</p> <p>② 独立行政法人等の調達においても、取組指針を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組等を平成28年度中に開始し、平成29年度から原則全面実施する。また、地方公共団体の調達においても、国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組が進められるよう働きかけを行うとともに、先進的な取組事例の周知等により、啓発等を進める。</p> <p>③ 東京オリンピック・パラリンピックに関する調達や民間企業等における各種調達においても、ワーク・ライフ・バランス等を評価する取組を促進すべく、CSR推進の観点等も考慮しつつ、公共調達等における先進的な取組事例の周知等によるワーク・ライフ・バランス推進の働きかけや啓発等を進める。</p>	
該当施策名 (事業名)	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	
当該施策の背景・目的	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同法第20条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を策定した。</p> <p>これらに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、東京オリパラ関連、民間企業等へ広めることにより、働き方改革を進める企業のインセンティブとして、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。</p>	
当該施策の政策手 段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: 7,461 千円 29年度要求予算: 8,219 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)

<p>該当施策概要</p>	<p>【H28年度二次補正予算要求】 ○調達に関する民間企業等の状況調査の実施 調達を通じたワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する民間企業等の状況を調査・公表することにより、取組の加速を図る。</p> <p>【H29年度要求予算】 ○調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の取組の情報発信 女性活躍推進法サイトを拡充し、独法等、地方公共団体等の公共調達の好事例や、WTO対象事業に係る外国法人の情報公表など、調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組を情報発信する。 ○調達を活用したワーク・ライフ・バランス加速調査研究 国・地方公共団体等における公共調達(配点事例、効果等の分析・検証、好事例の収集等)の事例調査を行う。</p>
<p>担当府省庁</p>	<p>内閣府 男女共同参画局推進課</p>

公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速費 (内閣府男女共同参画局推進課)

28年度補正要求額 0.07億円

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式及び企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価する取組を、原則平成28年度から実施 (WTO対象事業は遅くとも29年度から対象)。
- 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等により、独法等、地方公共団体、東京オリパラや民間企業等の調達における国に準じた取組等を促進。
- 今後、働き方改革等を通じたワーク・ライフ・バランス等の推進を加速する必要があるため、調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組に関する民間企業等の状況を調査・公表し、取組を加速。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

国

総合評価落札方式及び企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価する取組を、原則平成28年度から実施(WTO対象事業は遅くとも29年度から対象)

内閣府 (平成28年度補正予算)

調達に関する民間企業等の状況調査の実施
→ 調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組を情報発信

働きかけ、情報発信

独法等

平成29年度から原則全面实施

地方公共団体

国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組を促進

民間企業等

東京オリパラや民間企業等での調達において同様の取組を促進

期待される効果

- 公共調達等における加点評価する取組は、働き方改革を進める企業のインセンティブとなり、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス推進が加速される。

公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速について

経緯

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づき認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。
- 同法第20条に基づき「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を策定。
- 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、独法等での取組の平成29年度からの原則全面实施、地方公共団体、東京オリンピック・パラリンピック関連や民間での取組の働きかけを行うこととされている。

概要

国

総合評価落札方式及び企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価する取組を、原則平成28年度から実施(WTO対象事業は遅くとも29年度から対象)。

内閣府

調達を活用したWLB等推進の取組の情報発信

29年度概算要求額 8,219千円

- ・女性活躍推進法サイトを拡充し、独法等、地方公共団体等の好事例や、WTO対象事業に係る外国法人の情報公表など、調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組を情報発信

調達を活用したWLB加速調査研究

- ・国、地方公共団体等の事例収集・分析(配点事例、効果等の分析・検証、好事例の収集等)

働きかけ

事例紹介

独立行政法人等

取組指針を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組等を平成29年度から原則全面实施

地方公共団体

国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組の促進

民間企業等

東京オリンピック・パラリンピックに関する調達や民間企業等における各種調達において同様の取組の促進

ワーク・ライフ・バランス等を進める企業のインセンティブ

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス推進の加速

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 24
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成	
細項目	① 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。	
該当施策名 (事業名)	男性の家事・育児等参加応援事業	
当該施策の背景・目的	<p>○男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。</p> <p>計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。(現状67分)</p> <p>○平成28年5月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定した「女性活躍加速のための重点方針2016」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。」こととされました。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 13,313 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 17,220 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>○男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演、パネルディスカッション(メイン会場) ・ワークショップ、トークセッション(サブ会場) ・専門家によるライブプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展 <p>○インターネット等の啓発広報を展開します。</p> <p>○上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成します。</p>	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局総務課	

男性の家事・育児等参加応援事業

<目的>

男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。

計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。(現状67分)

平成29年度事業内容 (案)

- ▶ 啓発キャンペーンとしてのイベントを開催。
 - ・ 基調講演、パネルディスカッション (メイン会場)
 - ・ ワークショップ、トークセッション (サブ会場)
 - ・ 専門家によるライブプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展
- ▶ インターネット等の啓発広報を展開。

上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する！

【参考】 女性活躍加速のための重点方針2016 (平成28年5月20日:すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成

- ① 男性が家事・育児等に参加する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。